

## 整備内容シートへの意見検討にあたっての参考資料

<本資料について>

・本資料は、整備内容シートへの委員からの意見（2003/10/8 17:30現在）のうち、各シートに共通する全般的と思われる意見を庶務が抽出したものです。なお、事業全般に関するシート（環境-1、治水-5、治水-9）については当該シートへの意見も併せて掲載しています。

現シート	基礎原案での記載箇所 章項目		対象事業	左記事業全般に関わると考えられる意見 (庶務抽出、最下行カッコ内は意見が出されたシート番号)	名前 (敬称略)
環境-1	5.2	河川環境	河川環境のモニタリングの実施と評価	モニタリングの項目・評価基準表の用意が必要でないか (環境-1～環境-16)	倉田
				「2.具体的整備手法」に、モニタリング計画やフィードバックの流れを追加すること。 (環境-7より抜粋。環境-2～5、7～12、16、17、20、29に類似意見有り)	有馬
				評価法の確立が重要となる。 (環境-1)	和田
				1. 鶴殿の事例に代えて、これまで実施してきた「多自然型川づくり」の場所及び内容を示すこと。 2. 実施場所の実状に合った有効なモニタリング計画が必要なことを明記すること。 3. モニタリングの計画の検討、結果の考察、評価等を行う組織が必要である。 (環境-1)	有馬
				河川環境のモニタリングに、これまでのいわゆるシンクタンク依存型から、住民段階をも視野にいれて方向に展開しつつあるのはおおいに評価できる点である。今後はふたつの方向への展開を期待したい。ひとつは、住民段階などに、委託調査など、実質的に予算措置の可能な関係をつくれることである。もう一点は、[河川環境]はともすれば、生物生息環境に限定されがちだが、河川の水量(水かさ)など、構造的な場面と、五感で把握する水質調査、あるいは川の環境文化などのモニタリングも住民活動団体が得意とする分野であり、モニタリングの項目の拡大を期待したい。 (環境-1)	嘉田
				「河川環境のモニタリングの実施と評価」[全水系]:実施で可。但し「多自然型川づくり」については、「提言」においてそれからの脱却と新しい方法を提案していることに鑑み、ここに書かれている評価はもっと厳しいものでなければならない。また、「鶴殿ヨシ原 切り下げ試験地モニタリング」だけでなく、今後行うイメージ図でも良いから、さらに広域的・全面的な例をも挙げるべきだ。そうでないと、「この程度のものでお茶を濁すつもり」と誤解されるおそれがある。 (環境-1)	川那部
				2000年の新環境基本計画にもとづく戦略的環境アセスメントの実施を行って欲しい。評価次第では事業の中止もありうる。調査は専門家、住民、住民団体と協力して行う。 (環境-1)	川端
				モニタリングの計画段階での打合せ、検討会などの充実 モニタリング実施のコンサルタントへの指導。現状では十分なモニタリングができていない。 (環境-1)	紀平
				システムとしては記載してあるが、具体的に誰が、どこで、どのようにしてデータを収集、解析し、評価するかがないので、河川管理者が内部に担当係りでも作るのか明確でない。 (環境-1)	宗宮
				追加:河川整備の遂行の意思決定により有益なためにモニタリング事業全体を再編成する(あるいはそのようなモニタリングを追加する)。 (環境-1)	原田
				条件付可。モニタリング計画の検討段階で、学識経験者や地域の特性に詳しい人物を交えて科学的かつ地域特性に応じた計画づくりを行うことが条件。また、実施にあたって、調査能力が十分にある住民団体に対しては、既存の業者と並ぶ業務の委託先とすることを求める。 (環境-1)	村上
環境-2～16	5.2.1	河川形状	横断方向の河川形状の修復全般	賛成(モニタリングの項目・評価基準表を用意が必要でないか) (環境-1～環境-16)	倉田
				「2.具体的整備手法」に、モニタリング計画やフィードバックの流れを追加すること。 (環境-7より抜粋。環境-2～5、7～12、16、17、20、29に類似意見有り)	有馬

現シート	基礎原案での記載箇所 章項目	対象事業	左記事業全般に関わると考えられる意見 (庶務抽出、最下行カッコ内は意見が出されたシート番号)	名前 (敬称略)
			実施で可。但し、ヨシ原の保全だけでなく、ワンドなども合わせて、さまざまの水辺の保全に拡げることを明示すべきである。(以下、コメントとしては繰り返さないが、整備計画シートでは繰り返し記載する必要がある。) (環境-5、環境-2、6に類似意見有り)	川那部
			検討で可。但し、環境-2～9における実施内容よりもさらにいっそう多面的な水辺環境を保全・再生するよう、十分な検討を早急に行って、実施すべきである。(このことは、以下の項目においても同様である。) (環境-10)	川那部
			追加;堤外地のみならず、河川区域外への横断方向の連続性の確保が可能な施策についても検討願いたい。 (環境-14、15)	田中(哲)
			1. 河川形状を修復した後、その環境を活かした環境教育や自然体験のプログラム作成、河川レンジャーの活動との関わり方等、プログラムを継続的に維持する仕組みを検討する必要がある。 2. 形状修復だけで終わらない、住民参加の場づくり、継続した関わりのできるソフト、仕組み、人材育成の検討について記述して欲しい。 3. 環境委員会(仮称)は、傍聴可能、傍聴者の発言可能、住民への情報提供等を促進し、実効性のあるものとしてほしい。 (環境-14、15、23、25)	本多
環境-17～25	5.2.1 河川形状	縦断方向の河川形状修復(魚類の遡上・降下)全般	・実施で可。但し、魚道の天端を曲面にしていかなる流量のときにも遡上・降下の容易になるようにするなど、若干の変更が望ましい。以下同様。 (環境-17) ・検討で可。但し、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討しなければならないこと、「提言」等からも明らかであり、実施はともかく検討事項としても野洲川落差工のみが挙げられ、琵琶湖へ注ぐ多くの川について「整備計画に係る具体的な整備内容シート」に全く記載されていないのは、不自然である。 (環境-22、26)	川那部
			「2.具体的整備手法」に、モニタリング計画やフィードバックの流れを追加すること。 (環境-7より抜粋。環境-2～5、7～12、16、17、20、29に類似意見有り)	有馬
			追加;1落差工の落差を小さくするとともに、魚が助走することができ容易に溯れるよう落差工間の深みに配慮いただきたい。全面魚道も検討していただきたい。6囲堤を同時に実施できない場合、優先順位の検討も必要。普通、下流側の囲堤から取り組むべきと考える。 (環境-23、25)	田中(哲)
			小規模な改築により遡上環境の改良が可能かどうか、十分な検討が必要と思われる。たとえば、魚道施設を改良できても、農業用水の取水のしかたを改めないと魚道に適正な(多すぎず少なすぎない)流量を流すことが不可能な場合はないか。個々の事例ごとに検討が必要であろう。 (環境-20～25)	原田
			実施可。魚類等の遡上、降下のモニタリングを長期(少なくとも各季節)、異なる時間帯(夜と昼)、異なる水量とその変動パターンの各条件下で実施すべき。 (環境-22)	川端
			・「賛成」早急に実施すべき。 ・下流側からと言わず、出来るところから実施すべき。さもないと先に進まない。 ・淀川最下流の淀川大堰の改修による魚道の整備は最重要課題である。 (環境-18、19、20、21意見より抜粋)	渡辺
			1. 河川形状を修復した後、その環境を活かした環境教育や自然体験のプログラム作成、河川レンジャーの活動との関わり方等、プログラムを継続的に維持する仕組みを検討する必要がある。 2. 形状修復だけで終わらない、住民参加の場づくり、継続した関わりのできるソフト、仕組み、人材育成の検討について記述して欲しい。 3. 環境委員会(仮称)は、傍聴可能、傍聴者の発言可能、住民への情報提供等を促進し、実効性のあるものとしてほしい。 (環境-14、15、23、25)	本多

現シート	基礎原案での記載箇所 章項目		対象事業	左記事業全般に関わると考えられる意見 (庶務抽出、最下行カッコ内は意見が出されたシート番号)	名前 (敬称略)
				委員会設置の上、検討することとなったことを評価する。 (環境-23、25)	細川
環境-40～42	5.2.4	水質	既設ダムの水質改善策全般(選択取水設備、曝気設備、底質改善)	文言追加。(可)ダム湖内の水質改善策は可ですが、「ダム湖に流入する河川の水質が影響大であり、上流域の水質環境の保全育成の検討」、ダム湖内での水質悪化を軽減。 (環境-40～42)	田中(真)
				「疑義あり」:選択取水設備、曝気設備だけでは解決できない。(一庫ダムの)水質改善には上流からの生活廃水流入対策を手遅れにならないうちに検討・実施の必要がある。 (環境-40、41意見より抜粋)	畚野
環境-43、44	5.2.4	水質	河川の水質保全対策全般	(可)分流方式の検討。実験は大切だが、優先順位から考えれば支川など上流域からの水質改善(森林や緑の浄化への保全など)先ず、実施しなければならない。下流域の浄化負担が軽減される。 (環境-43、44)	田中(真)
環境-52～57	5.2.6	生態系	生息・生育環境の保全と再生の検討全般	環境委員会の設置が記されているが、新設される琵琶湖・淀川水質管理協議会との関連が記されていない。全く独立した委員会か? (環境-55)	宗宮
				委員会設置の上、検討期間を延長したことを評価する。外来種に言及していることもよい。 (環境-55～57)	細川
				1.住民参加のワークショップ形式での取り組みを検討する必要がある。 2.形状修復だけで終わらない、住民参加の場づくり、継続した関わりのできるソフト、仕組み、人材育成の検討について記述して欲しい。 3.環境委員会(仮称)は、傍聴可能、傍聴者の発言可能、住民への情報提供等を促進し、実効性のあるものとしてほしい。 4.河川レンジャーがモニタリングや住民参加に関して、連携できることがあるか検討が必要である。 (環境55～58)	本多
治水-5～8	5.3.1	洪水	淀川高規格堤防整備事業全般	やれるところだけ高規格堤防にするのでは意味がない。たとえば支川と支川の間程度は一連の区間として実施する必要がある。できないならやらない方がよいかもしれない。 (治水-6-1～6-5)	水山
				可 まちづくりと一体になっている事業であること。 (治水-5～8)	尾藤
				どうしてもスーパー堤防は必要でしょうか。事業費も多額であり、街の景観も川からみた街も人の住み方も変わります。予算があるというだけで実施されるならば、その分で堤防補強をするという選択肢もあると思います。 (治水-5～8)	山本
				高規格堤防の実施優先順位はどうなっているか (治水-5～8)	榎屋
				可 最新最高の技術を用いて効率的な工事を。 (治水-5)	米山
				計画の年数、予算等をつめる。 (治水-5)	和田
				コメント:予算的・時間的制約のもとで、堤防補強とどちらを優先するかについて、今後、十分な検討と説明が必要ではないか。 (治水-5～8)	原田
				賛成 (治水-5)	倉田
治水-9～15	5.3.1	洪水	堤防補強全般	治水対策としての堤防補強はきわめて重要で、工事の早急な実施ないし継続が必要であるが、その際にも、工事が環境面に与える影響や、環境保全の検討が望まれる。 (治水-11-2～治水-11-10)	田村

現シート	基礎原案での記載箇所 章項目	対象事業	左記事業全般に関わると考えられる意見 (庶務抽出、最下行カッコ内は意見が出されたシート番号)	名前 (敬称略)
			<p>・堤防補強を行うとともに、現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査し、公表する必要がある。(治水-9)</p> <p>・堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もお願いしたい。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかる必要がある。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要である。 (治水-10-1～治水-10-34)</p>	谷田
			<p>補強の方法・コストの検討がなされて順次に実施を考えるしかない。(事業詳細不明は判断不能) (治水-9, 治水10-1～治水14も同様の意見)</p>	倉田
			<p>可 将来のまちづくりも視野に入れる。 (治水-9～15)</p>	尾藤
			<p>「賛成」ただし「追加事項あり」 破堤を回避しても越水による浸水の可能性がのこる。各ポイントで工事終了後すみやかに「浸水想定区域図」を部分改訂することが望ましい。 (治水-14-1～14-10)</p>	畚野
			<p>1. 実施内容はいつ決まるのか。 2. 実施内容は場所に拘わらず同じか、堤防の材質によって違うのではないのか 3. 実施の優先順位はどうなっているか、同じ区間でも優先すべきところとそうでないところがある筈 4. 上記各項をもとに、全体の計画を明確にして示して欲しい (治水-9～14)</p>	榎屋
			<p>・必要性は理解できるが、全体計画の説明が必要である。 (治水-9, 10-1～10-27) ・緊急性の説明が必要である。 (治水10-28～10-29, 10-31～10-34) ・堤防補強の効果の説明がほしい。 (治水-11-1～11-3, 11-7～11-9, 12-1～12-7,12-9)</p>	和田
			<p>可 技術的に最新の工法を効率的に用いること。 (治水-9)</p>	米山
			<p>具体的な現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか。この優先施策の定まるスパンの長短が事業実施や代替案比較に関係してくる。 (治水-9)</p>	池淵
			<p>堤防補強に際して設置される法尻排水溝(U字溝)には、一定区間(10～20m)おきに落下生物が這い登れるようスロープ付きの材料を使用して横断方向の生物移動を保障すべきである。 (治水-9)</p>	川上
			<p>堤防補強については、要望があります。地元では、2キロ弱の区間を、土道で保存するように、要望を続けています。うわさはロコミで広がり、ウォーキングをする人が日に数百人こられます。早朝からバスに乗って歩きに来る人もいます。「川風に吹かれながら景色を楽しみながら歩けるのがいい。」と歩いている方は言います。一方で、車が通らず、信号がないのが便利なので、通勤通学のために自転車に乗る人もいて、そういう利用の人は、舗装を望む声もあります。また、堤防間近に住む人の中には、「土ぼこりがするので、舗装してほしい。」と考えている人もいます。犬の散歩に来る人も多いので、フンを持ち帰らない人が多いのが、問題になっています。保育園の先生は、斜面で「子ども達が花をつんだり、野草をつんだりするのに、フンが多くて困る。」と嘆いています。堤防には、地域によって、さまざまな利用が求められています。私は、堤防の上ぐらい、歩くために使ってもいいのではないかと考えています。高齢化が進むこれからを考えれば、高齢者が車に怯えず歩けるのは、公園か堤防しかなくなってしまいます。少し道幅が取れると、舗装して車を通してしまうのは、やめてほしいです。また、桜堤に限らず、地域の住民の自主判断で、治水上影響のない程度に低木や、多年草を植えることができれば、ずいぶん堤防の環境や景観を変えられるのにとおもいます。</p>	細川

現シート	基礎原案での記載箇所 章項目		対象事業	左記事業全般に関わると考えられる意見 (庶務抽出、最下行カッコ内は意見が出されたシート番号)	名前 (敬称略)
				たとえば、萩のように、古代から日本人に親しまれてきた植物、昆虫の食草になったり、キイチゴのように、実をつける植物です。それらを道から少し入ったところに植えれば、犬がフンをしに入るのを防ぎ、斜面の野草をフン害から守れます。また、土ぼこりも軽減できます。このような夢は、それぞれ地元の方が持っているでしょう。堤防は、洪水から地域を守る大切な施設であることはもちろんですが、住民にとっては、毎日暮らす生活の一部なのです。また猪名川の場合はたいした問題にはならないでしょうが、堤防の斜面に希少種が存在する場合もあるでしょう。緩傾斜化は進めてほしいですが、覆土は、環境破壊につながる場合があることを考慮してください。治水上、危険を増大させない限り、地域の希望に配慮した、多様な堤防作りを希望します。 (治水-9)	
治水-19~26	5.3.1	洪水	一連区間整備全般	可 まちづくりを視野に入れて実施。 (治水-20~25)	尾藤
利用-1~15	5.5	利用	利用全般	全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。 (利用-6~利用-15)	小竹
利用-1~5	5.5.1	水面	水面利用全般	モーターボート、水上オートバイの件は、季節的、時間的、場所的に免許状を含めて問題があり、汽水域と云えども野鳥、魚類、子供達のためにも、無法行為は許されない。制限区域を必要とする。 汽水域の十三干潟を含めた源流から河口までを野鳥保護区にし、季節的、期日的、時間的制限を実施する。 十三の北野地区、海老江地区の災害時の物資揚陸。工船用船舶の河川中央部の通過以外は、観光船、モーターボート等、十三バイパス~長柄大堰間は、自然保護のためにも禁止するだけの配慮が必要である。 上流のワンド群一帯にも航路の指定。並びにつばめの集合時期を避ける配慮が必要である。 (利用-1~利用-3)	小竹
				1.最近の水上オートバイの急速な増加・事故急増状況からみて、早急に何らかの対応が必要 2.エンジンのガス排出基準、船舶検査のあり方、操縦免許の取得・更新の仕組みが、陸上交通とどう違っているか比較する。陸上交通に関しては、きめこまかくフォローがされている。参考にするべきである。 (利用-1~4)	榎屋
維持-1~20	5.6	維持管理	維持・管理全般	全河川、直轄以外の所、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする。 河川レンジャーの業務とする、地区住民も協力する、環境省的考えも入れた特別、自然保護区の法令で対応する。府と市町村との意見の相違にも調整が必要である。 流域センターの管理のもとに、淀川レンジャーを中心に、NPO、地域住民に対応してもらおう。(災害時には、中・高・大学等の学校単位の協力も必要) (維持-2、5、14、15、17~20意見より抜粋)	小竹
				河川レンジャーが果たせる役割や連携について検討する必要がある。 (維持-3、5、12、14、15、17、19)	本多

現シート	基礎原案での記載箇所 章項目		対象事業	左記事業全般に関わると考えられる意見 (庶務抽出、最下行カッコ内は意見が出されたシート番号)	名前 (敬称略)
ダム-7 ~ 24	5.7.2	各ダムの調査検討 内容	ダム事業全般	<p>1. 丹生ダムを中心とするダム計画に対する整備計画全般について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備計画案(第2稿=以下、計画案)におけるダム計画は、全体として河川法の改正の趣旨と、それに基づく淀川水系流域委員会(以下・委員会)の提言が反映されたものとは言いがたい内容である。</li> <li>・ すなわち、「河川環境の整備と保全」と「住民意見の反映」という方針が、これからの川づくりの新たな理念として加えられたが、計画案では、従前の手法で立案されたといわざるを得ない表記が多く、それに環境と住民参加が付け足された感がある。</li> <li>・ ダム計画は、計画・工事中を含めて「原則として建設しない」が提言である。したがって、丹生ダムも建設しない方向で見直すべきであり、目的変更してまでダムが有効であるというのは提言に反するものである。</li> <li>・ 琵琶湖総合開発特別措置法と改正河川法の関係が不明確である。25年に及んだ琵琶湖総合開発の大事業がどのような結果をもたらし、新河川法はその教訓を生かしたはずであるが具体化においてなお不十分である。</li> <li>・ ダム計画は当該地域の連綿と続いてきた歴史の破壊でもある。生活を維持するための仕組みづくりにとりがからねばならない。</li> <li>・ ダム計画が実施されるにしても中止されるにしても、当該地域社会が今後継続して生活していくための「地域自立支援法」(仮称)あるいは「地域振興支援法」などにより、社会的、財政的支援措置が必要である。</li> <li>・ 自然、社会、文化的条件を背景として、治水、利水、環境からなる3つの条件をいかに満たしながら、流域を含めた諸河川をどのように整備し、どのように管理するのか、もっと強い姿勢を前面に出すべきである。</li> <li>・ 他の所管するダム(地方自治体・企業等)についても、整備計画として意見を出すべきである。</li> </ul> <p>・ 理念転換を求めた提言の趣旨を踏まえ、計画案を根本的に見直した整備計画案を立てること。 (ダム-17、19~21、24意見より抜粋)</p>	寺川
				<p>2. 検討・判断のプロセスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代替案のプロセスが簡単すぎて十分検討されたとはいえない。にもかかわらず、ダム建設が有効との結論を出している。</li> <li>・ 計画案では、十分な科学的検討が行われたかどうか疑問であり、流域全体に関する視点が希薄である。</li> <li>・ 「住民の同意が得られない」としているが、今の段階で言い切れないはずである。時間がかかって、住民意見を聴いてから結論をだすべきである。</li> <li>・ 費用対効果分析は、ダムの寿命による償却、環境に与える悪い面などが示されていない。公平で客観的な判断ができるような説明が必要である。</li> <li>・ 費用便益分析も必要。</li> <li>・ 治水技術と水需要(地元の利水分、下流利水精査後の水需要量)、さらに環境・利用、住民参加について、テーマ別部会の結論がまだ出ていないが、計画案は、その結論を踏まえつづらなければならない。 (ダム-17、19~21、24意見より抜粋)</li> </ul>	寺川
				<p>ダム建設は自然環境および地域社会へ及ぼす不可逆的影響が大きいため建設しないことが至当。計画・事業中のダムを前提とした既設ダムの治水・利水容量の振り替えなどの目的変更は「調査・検討」の結果をまって慎重に検討すべきである。 (ダム-7、ダム-8、9、14、17、22に同様または類似意見有り)</p>	川上
				<p>最善、最適な対策としては疑問な点や問題点が多く、十分な調査と検討が不可欠。「社会的合意」と実施は遠いものと思われる。 (ダム-7、ダム8、9、11、14、15、17に同様または類似意見有り)</p>	塚本